

文部科学省説明資料



平成29年1月30日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文教施設におけるコンセッション事業の具体化目標に向けた今後の取組

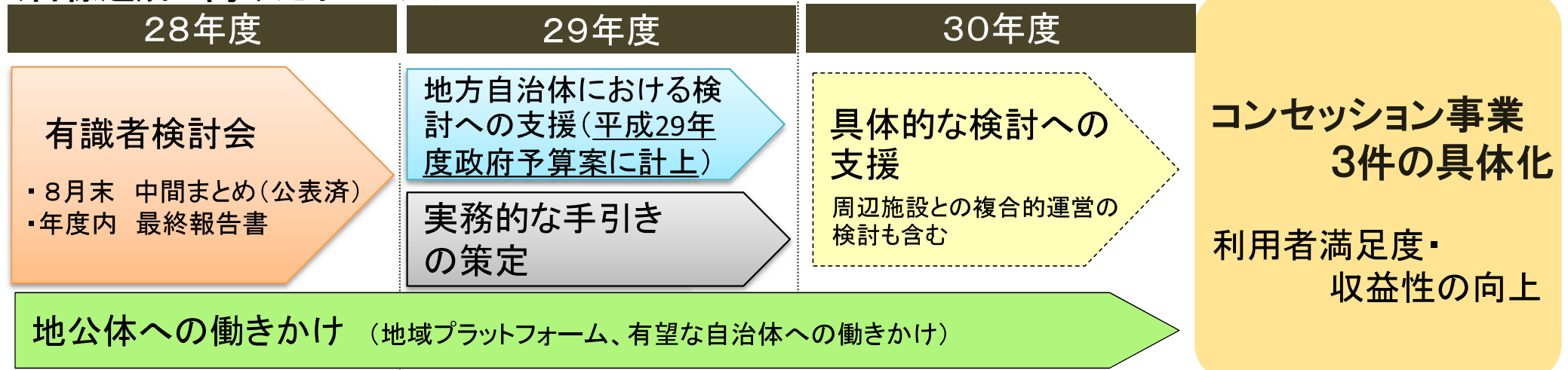
「PPP／PFI推進アクションプラン」(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定)において、文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設）については、「平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中に、3件のコンセッション事業の具体化を目標」とされた。

【日本再興戦略2016】(抜粋)

文教施設(スポーツ施設・社会教育施設・文化施設)(本年度から2018年度までの3年間で3件の公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の具体化)や公営住宅(本年度から2018年度までの3年間で6件の「PPP/PFI推進アクションプラン」における3類型※の事業の具体化)を含む数値目標の達成に向けた取組を強化する必要がある。

- ・案件形成に当たっては、施設単体の公共施設等運営権方式活用の検討にとどまらず、複数施設等を対象にした複合的・一体的な同方式活用を検討する。特に、都市部の文教施設については、周辺他施設も包含した複合的運営を検討する仕組みを導入する。
- ・文教施設について、指定管理者制度との二重適用が不要となる手法など、他の分野の事例も踏まえて、公共施設等運営権方式を進める上で必要となる論点を検討し、本年度中を目途に結論を得る。また、地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について支援の仕組みを検討する。

<目標達成に向けたイメージ>



<地域プラットフォームへの参加状況>

- 中間まとめ公表後開催された官民連携推進事業セミナー(近畿、九州・沖縄)において資料説明をし、地方ブロックコアメンバー会議(近畿、九州・沖縄)においても資料説明を行い、産官学金に対し情報提供を実施。(北海道、東北、関東、北陸、中部、四国ブロックは資料配付。)
- 今後開催予定のセミナー、コアメンバー会議にも参加し、引き続き情報提供を行う予定。

<実務的な手引きの策定>

- 有識者検討会の最終報告書も踏まえ、地方公共団体の職員向けのコンセッション事業実施の準備支援のための実務的な手引きを専門家の協力を得つつ策定予定。

< 概要 >

「PPP/PFI推進アクションプラン」に記載された目標等を踏まえ、文教施設（スポーツ施設・社会教育施設及び文化施設）における公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）の案件形成を図るため、**地方公共団体等と連携・協力して、コンセッション事業導入の検討段階における「事業の発案」や「具体化の検討」**を行うとともに、その具体的な**成果を全国に発信・普及**する取組を実施する。

文教施設におけるコンセッション事業の具体の案件形成に向けた取組

- 「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」（主査：山内弘隆一橋大学大学院商学研究科教授）において、文教施設におけるコンセッション事業について、活用のメリットや導入に当たっての論点等を整理（平成28年8月 中間まとめ公表）
- コンセッション事業を円滑かつ効果的に導入するための実務的な手引き（解説書）を作成（平成29年度上半期）

中間まとめにおける論点整理等を踏まえ、先導的開発事業において具体的な検討を実施

先導的開発事業の実施（平成29年度～）

コンセッション事業導入のプロセス



事業の内容

地方公共団体等におけるコンセッション事業の導入が進むよう、地域や施設の特性等を踏まえ、**導入可能な施設の抽出・選定など「事業の発案」**や、**事業スキームの開発など「具体化の検討」**を実施

1. 事業の発案

（具体的な検討例）

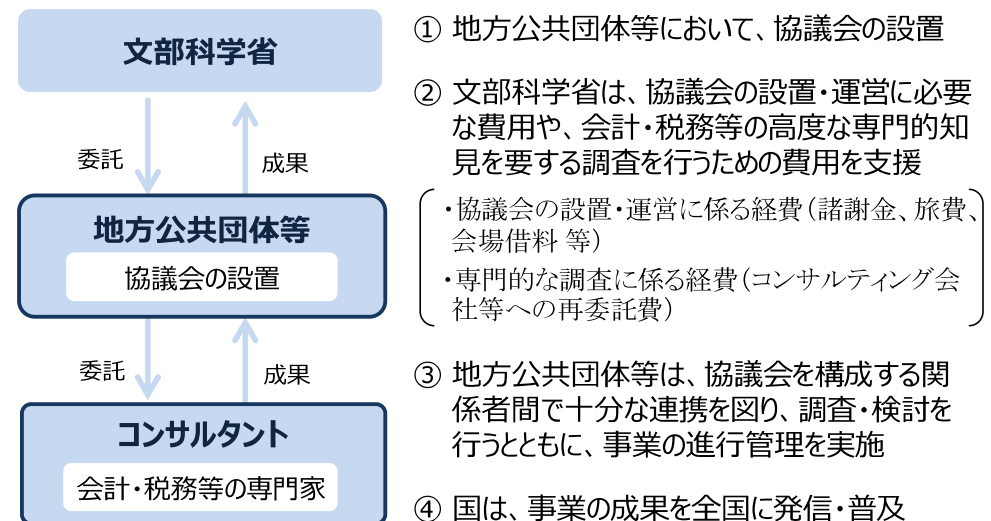
- ・ 導入可能な施設の抽出・選定（目的の明確化、導入効果の検討等）
- ・ 導入の判断基準（地域活性化を考慮したVFM算定方法の検討等）
- ・ 民間事業者へのインセンティブ（創意工夫を引き出す仕組み、収益の分配、複合的な運営の検討等） など

2. 具体化の検討

（具体的な検討例）

- ・ 事業スキームの開発（期間・範囲、VFMの算定、リスク分担、情報開示、法令上・会計税務上の課題整理等）
- ・ 民間事業者の意向調査（専門的人材の確保の検討等） など

事業の仕組み



- ① 地方公共団体等において、協議会の設置
- ② 文部科学省は、協議会の設置・運営に必要な費用や、会計・税務等の高度な専門的知見を要する調査を行うための費用を支援
 - ・協議会の設置・運営に係る経費（諸謝金、旅費、会場借料等）
 - ・専門的な調査に係る経費（コンサルティング会社等への再委託費）
- ③ 地方公共団体等は、協議会を構成する関係者間で十分な連携を図り、調査・検討を行うとともに、事業の進行管理を実施
- ④ 国は、事業の成果を全国に発信・普及

< 実施体制イメージ >

文教施設の検討事例

(仮称)大阪新美術館 (大阪市所管)

■概要

大阪市中之島エリアに「(仮称)大阪新美術館」を新設予定。

■現在の状況

内閣府「平成28年度 高度専門家による課題検討支援」の支援対象に決定。(平成28年7月)

- ・ これまで実績のない美術館運営へのコンセッション方式導入の有効性の検証
- ・ 既存施設(美術館・博物館)との効果的な連携のあり方についての検討等の課題解決を進め、今年度中に支援事業の報告がまとまる予定。

■想定スケジュール

- 平成29年2月 公募型設計競技(第2次審査)
- 平成29年度 VFM算定調査
- 平成33年度 開館



奈良少年刑務所赤れんが建造物 (法務省所管)

■概要

コンセッション方式を導入し、重要文化財である建造物を観光資源として有効活用(ホテル、賑わい施設のほか、監獄の近代化に関する歴史的史料を展示する史料館など。)を図る予定。

■現在の状況

- 平成28年10月21日 重要文化財の指定答申
- 平成28年12月 8日 実施方針公表
- 平成29年 1月16日 募集要項等の公表

■想定スケジュール

- 平成29年 5月 優先交渉権者決定
- 平成29年 8月 運営権の設定、実施契約締結
- 平成31年10月 開館



建築年度：明治41年（煉瓦造）

海外における歴史的建造物の活用事例

平成29年1月30日

未来投資会議 構造改革徹底推進会合



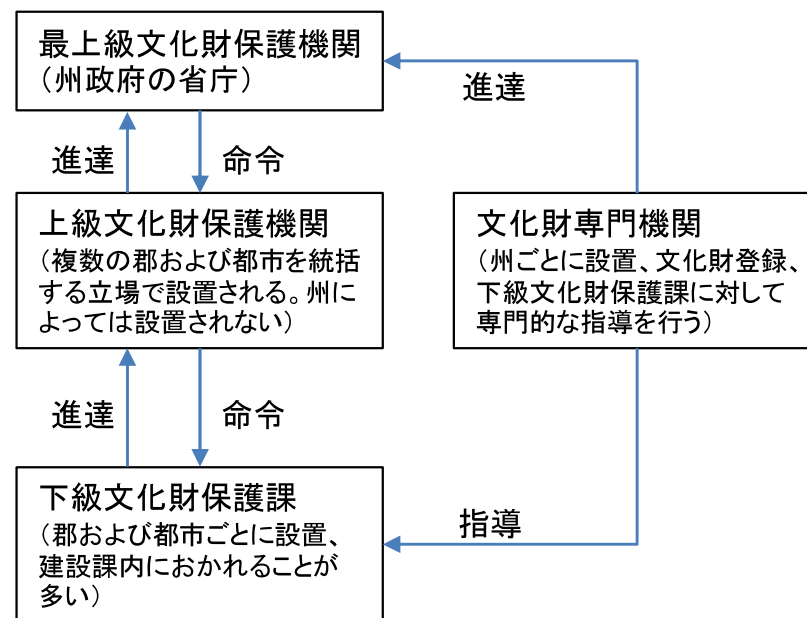
ドイツにおける文化財の活用について

○ 文化財の保護施策

- ・ 文化振興の実施に関する権限は、その大部分を各州政府及び地方自治体が有している。
- ・ 各州において、文化財を登録することにより保護措置を図っている。

(ドイツと日本の文化財の保護施策の主な違い)

- ・ ほとんどの州の登録文化財は不動産が対象
- ・ 重要度に比したランク分けはされていない(登録文化財のみ)
- ・ ドイツ全体での登録文化財総数は、100万棟
※「ドイツ文化財保護のための国家委員会」調べ



ドイツの文化財保護行政の組織図

○ 文化財の活用

- ・ 各州の文化財保護法において、登録文化財の長期的な保存が実現できるように利活用することを求め、不適切な修理や改造については現状復旧や罰金などの規定が設けられている。
- ・ 登録文化財の観光資源としての活用拡大により、地域産業が活性化。

ゾンネンシュタイン城 ドイツ

～文化財である城を郡役所に転用するとともに、観光資源として再生～

現所有者： ゼクシツシェ・シュヴァイツ・オスターツゲビルゲ郡

所在地： ドイツ ザクセン州ピルナ(Pirna)市

建築面積： 約26,300m²

概要： エルベ川に面し15世紀頃に建築された城で、州の文化財として登録



<歴史>

- 1460～ 中世の旧城の敷地に城を建築
- 1811～ 病院に転用
- 1942～ 学校に転用
- WW II 後 避難所、警察学校、工場などとして利用
- 1990 東西統一により民営化
- 1994 倒産、廃墟に

<活用に至る経緯>

(郡による調査)

- ・ 郡の行政機能(385名)は、市内の老朽化した庁舎にあり、改修の必要性があった。
- ・ PPP事業により城を利用することで、改修費及び維持管理費について減額が見込めると試算。

2007 郡が州から城を取得

2009 PPP事業を開始

ゾンネンシュタイン城 ドイツ

■ PPP事業内容

- ・ 廃墟になっていたゾンネンシュタイン城を、郡役所に転用するとともに観光資源としての活用の推進を図るための改修工事及び、維持管理の実施
- <観光資源としての活用の推進>
- ・ 正面入口に歴史資料等をもとに庭園を復元、城の外観は変えずに市街地に面した位置にカフェテリアを新築し一般に開放

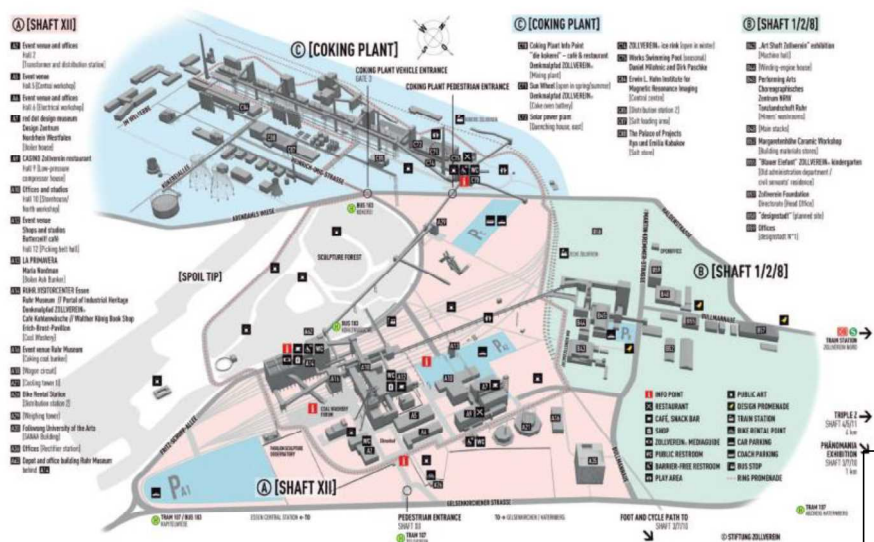
■ 契約内容

発注者	ゼクシツシエ・シュヴァイツ・オスターツゲビルゲ郡		
PPP事業者	ビルフィンガー・ベルガー社		
契約期間	2009年から27年契約(建物改修2年、建物維持管理25年)		
官民の業務分担	官:土地所有、建物の保有(改修による新築部分含む) 民:建物改修・維持管理 ※カフェテリアの運用は、別会社と10年契約		
契約金額	建物改修費3,810万ユーロ(46.14億円) + 建物維持管理費110万ユーロ(1.34億円) ※ 3,810万ユーロのうちの7割は連邦・州の交付金(都市計画助成資金)を受け、残りは郡が負担		
運用開始までの流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 2008年4月 ・入札1回目 2009年1月 ・入札2回目 2009年5月 ・優先交渉権者の公表 2009年6月 ・契約調印 2009年12月 ・改修工事着工 2010年4月 ・工事完了/運用開始 2011年12月 	※ 17の事業者からの問い合わせがあり、6事業者が第1回目の入札に参加、3社選定の上、2回目の入札を実施し優先交渉権者を決定	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源としての活用の強化 運用開始当初、観光資源としての運用に乏しいとの指摘があり、現在は看板設置や観光案内等を積極的に推進		

※ドイツ連邦PPP協会より、2011年に「PPPイノベーション賞」を受賞

ツォルフェアアイン炭鉱業遺産群 ドイツ

文化財である巨大な炭鉱施設を保存しつつ、観光資源として様々な用途に転用～



現所有者：州開発公社

所在地：ドイツノースラインヴェストファーレン州
エッセン市

敷地面積：約1,000,000m²

概要：広大な敷地に複数の主要施設が配置された炭鉱施設群であり、2001年には世界遺産に登録



<歴史>

- 19世紀中頃 石炭の採掘を開始
- 1928-32 主要施設建設
- 1986 採掘停止

<活用に至る経緯>

- 1987 施設を炭鉱会社から州開発公社へ譲渡
- 1989 州開発公社により修理開始
- 1999 財団法人関税同盟炭鉱第12竖坑設立施設の管理運営、テナントの募集、イベント、公開などを実施

ツォルフェアアイン炭鉱業遺産群 ドイツ

■事業主体

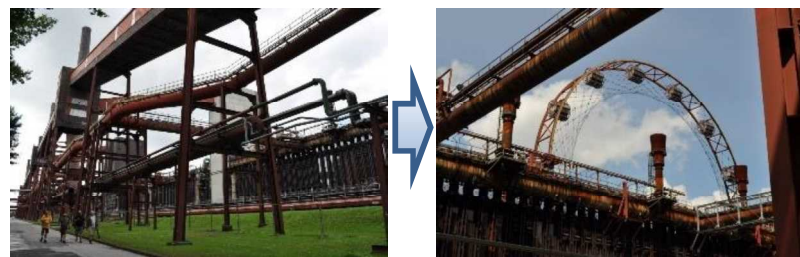
財団法人関税同盟炭鉱第12豎坑

■事業概要

民間テナントを導入して、文化財である多数の建物を博物館、レストラン、デザインセンターなどに転用し、観光資源として多様な活用を展開



(旧石炭洗浄棟／博物館に転用)



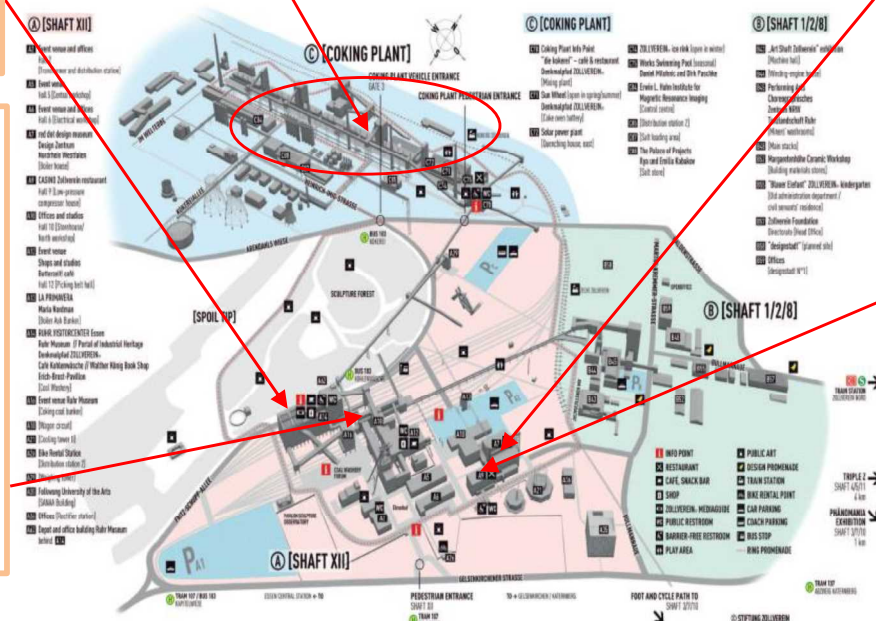
(旧コークス工場／新たに観覧車を設置)



(旧ボイラー棟／デザインセンターに転用)



(新たに設置された事務所棟)



(旧コンプレッサー棟／レストランに転用)

※配置図は、施設HP (<http://www.zollverein.de/>) より引用